広告

事項と職業、障がいのある方は障がい名を記入し、2月14日(土)（消印有効）までに身体障害者福祉協会（〒063-0802西区二十四軒2の6身体障害者福祉センター内、FAX(641)8966）へ。2月18日(水)以降の取り消しは、費用を全額負担。

詳細 身体障害者福祉協会☎(641)8853

児童手当・特例給付

2月期（10月～1月分）の手当振込日は2月13日(金)です。

なお、児童手当・特例給付に該当する方（所得が一定の額未満で小学校修了前の児童を養育している方）で、手続きをしていない方は、速やかに届け出をしてください。認定された場合は、手続きした翌月分から手当が支給されます。また、特例給付受給者で年金の加入状況に変更（退職、転職など）があった方は、受給資格が消滅する場合がありますので、必ず届け出をしてください。届け出が遅れた場合、手当を返していただくことがあります。

詳細 区役所（1ページ）の保健福祉課

児童扶養手当の手続きを

①父母が離婚②未婚③父が死亡・重度の障がい・生死不明・1年以上拘禁・1年以上児童遺棄④父母ともに不明――の状態で、父と生計を同じくしていない児童（18歳に達した年度末までの間にある児童か、20歳未満の心身に障がいのある児童）を養育している母もしくは養育者に支給されます。ただし、所得が制限額を超える方は支給が停止されます。

詳細 区役所（1ページ）の保健福祉課

特別児童扶養手当の手続きを

重度または中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に支給します。ただし、児童福祉施設に入所している場合は支給されません。

また、所得が限度額以上の方は支給が停止されます。受給要件に該当しなくなった場合は届け出が必要です。届け出が遅れた場合、手当を返していただくことがあります。

詳細 区役所（1ページ）の保健福祉課

特別障害者手当・障害児福祉手当の手続きを

所得が限度額を超える方は支給が停止されます。

＜特別障害者手当＞

著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。施設などに入所している場合や、病院に3カ月以上入院している場合は支給されません。

＜障害児福祉手当＞

重度の障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給します。施設などに入所している場合や障害年金などの給付を受けることができる場合は支給されません。

詳細 区役所（1ページ）の保健福祉課

障がい者交通費助成制度の更新手続き

①自動車燃料助成券②福祉タクシー利用券③福祉乗車証の有効期限は3月31日(火)です。①②は2月20日(金)、③は3月2日(月)からお住まいの区の区役所で更新の手続きをしてください。

精神障がいのある方の④助成カードは4月1日(水)から受け付けます（現在の助成カードを使い終えてから申請）。

持ち物 旧乗車証、印鑑、各種手帳。本人に代わって申請する場合は、代理人の名前が確認できるもの。①を申請する方は車検証（写し可）、④を申請する方は使用済みの助成カード。

対 次のいずれかの手帳をお持ちの方。①②③＝Ⓐ身体障害者手帳1、2級Ⓑ戦傷病者手帳特別項症～第3項症Ⓒ療育手帳AⒹ療育手帳Bかつ身体障害者手帳3級Ⓔ精神障害者保健福祉手帳1、2級。ただし、①②については、ⒶⒷは視覚、下肢、体幹、内部障がいに限る。④＝精神障害者保健福祉手帳3級。

詳細 区役所（1ページ）の保健福祉課